

# 平塚ミニバスケットボール連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、平塚ミニバスケットボール連盟と称し、事務所は平塚市におく。

(目的)

第2条 本連盟は、平塚市・大磯町・二宮町（以下「平塚地区」という。）におけるミニバスケットボール競技を統括し、ミニバスケットボールの普及発展を通じて、少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平塚地区内のミニバスケットボール競技会、交歓会の開催
- (2) 各種ミニバスケットボール講習会の開催
- (3) ミニバスケットボールの指導並びに啓蒙事業の実施
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業の実施

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本連盟は、本部を平塚地区内に持ち、次の要件を満たし、本連盟の目的に賛同して加盟したミニバスケットボールチームで構成される。

- (1) チームの名称、責任者、指導者、保護者会及び会則又は会則に準ずるものを備えていること
- (2) 保護者の同意を得た児童で構成されていること
- (3) 主たる年間計画、予算、定期的な健康観察計画を備えていること
- (4) 団体保険協会(スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険等)に加入していること

(関係団体)

第5条 本連盟は、次のバスケットボール関係団体と友好関係を持つ。

- (1) 平塚バスケットボール協会
- (2) 神奈川県ミニバスケットボール連盟

(加盟・登録)

第6条 本連盟への加盟・登録については、別に定める加盟登録規定による。

(脱退・除名)

第7条 本連盟への加盟チームは、次のときにその資格を失う。

- (1) 脱退申請があったとき
- (2) 本連盟の目的に反する行動又は本連盟の名誉を傷つける行為があったと理事会が認め、総会に出席した構成員の4分の3以上が承認したとき

## 第3章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 会計監査 1名以上2名以内

(会長)

第9条 会長は、本連盟を代表し、統括する。

2 会長は、理事会が推薦し、総会の承認によって選任される。

(副会長)

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

2 副会長は、理事会が推薦し、総会の承認によって選任される。

(理事長)

第11条 理事長は、本連盟の業務を統括する。

2 理事長は、理事の中から互選され会長が委嘱する。

(副理事長)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の職務を代行する。

2 副理事長は、理事の中から互選され会長が委嘱する。

(常任理事)

第13条 常任理事は、本連盟の業務を分掌・処理するとともに、常任理事会を構成する。常任理事は、理事の互選による各委員会の代表者及び理事長の指名により選出された者で会長が委嘱する。

(理事)

第13条の2 理事は、常任理事とともに本連盟の業務を分掌する。

2 理事は、チーム(所属チームがある場合に限る)及び理事会が推薦し、総会の承認によって選任され、会長が委嘱する。

(補助員)

第13条の3 補助員は、委員会に所属し、常任理事会・理事会で審議決定された事項について、理事と協力し、その執行にあたる。

2 補助員は、理事会の要請により各チームの推薦を受けて、会長が委嘱する。

(会計監査)

第14条 会計監査は、本連盟の財務について監査を行う。

2 会計監査は、理事会が推薦し、総会の承認によって選任される。

(任期)

第15条 本連盟役員の任期は、2年とし再選任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、新たに選任された者の任期は前任者の任期が満了する時までとする。

## 第4章 会議

(会議)

第16条 本連盟の会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、必要に応じて委員会を置くことができる。

(総会)

第17条 総会は、加盟チームの代表者及び保護者会の代表者並びに指導者、本連盟役員により構成される。

2 総会は、年1回、会長が召集して開かれる。

ただし、理事会が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の署名による要求がある場合は、臨時総会を会長が召集して開くことができる。

3 総会の、付議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・予算承認
- (2) 決算承認
- (3) 役員選任承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他理事会の定めた重要事項の審議

4 議長は、総会に出席した構成員の中から選任する。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事で構成され、必要に応じて理事長が招集する。常任理事会は、本連盟の執行審議機関として、本連盟事業の実施に必要なことを審議決定する。また、理事会に諮るべき事項については緊急なときは、常任理事会で決定し、後刻理事会の承認を得る。

2 議長は、副理事長が当たる。副理事長が欠席の場合は、出席常任理事の中から選任する。

(理事会)

第18条の2 理事会は、必要に応じて随時理事長が召集し、連盟の運営に必要なことを審議決定する。

2 議長は、副理事長が当たる。副理事長が欠席の場合は、出席理事の中から選任する。

(定足数・議決)

第19条 本連盟の会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 本連盟の会議の議決は特に定めがない限り、出席構成員の過半数で決定する。

(委員会)

第20条 本連盟に次の委員会を置き、理事を委員として、補助員とともに業務を分担するものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 競技委員会

2 各委員会には、正、副委員長を置く。

3 委員長は、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

## 第5章 会計

(経費)

第21条 本連盟の経費は、登録料、大会参加費、補助金、寄付金などの収入を充てる。

(登録料)

第22条 本連盟に登録するチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が定める登録料を納入しなければならない。

## 第6章 附則

(規約改正)

第23条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(発効)

第24条 この規約は、1998年 4月 4日から有効となる。

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 2001年 | 5月14日一部改正 | 2002年 | 4月22日一部改正 |
| 2003年 | 4月 7日一部改正 | 2004年 | 4月12日一部改正 |
| 2010年 | 4月11日一部改正 | 2016年 | 4月 2日一部改正 |
| 2018年 | 4月 7日一部改正 |       |           |

|        |       |       |      |      |                           |
|--------|-------|-------|------|------|---------------------------|
| ※主な改正点 | 2001年 | 5月14日 | ・第3章 | 第8条  | 副理事長 1名 を挿入               |
|        |       |       |      |      | 会計監査 若干名 を1名に変更           |
|        |       |       |      |      | 挿入 以下条項の番号を繰り下げる          |
|        | 2002年 | 4月22日 | ・第3章 | 第12条 | 2. 3. 4. 挿入               |
|        | 2003年 | 4月 7日 | ・第4章 | 第20条 | 加盟・登録規定を定める               |
|        |       |       | ・第2章 | 第6条  | 副理事長 1名 を若干名に変更           |
|        |       |       | ・第3章 | 第8条  | 役員任期2年を1年に変更              |
|        |       |       | ・第4章 | 第15条 | 会長が召集 を理事長に訂正             |
|        | 2004年 | 4月12日 | ・第4章 | 第18条 | 平塚地区 を平塚・大磯・二宮地区          |
|        |       |       | ・第1章 | 第2条  | に変更                       |
|        |       |       | ・第4章 | 第19条 | 出席者の過半数 をチーム代表者の          |
|        |       |       |      |      | 出席者の過半数に変更                |
|        |       |       | ・第4章 | 第20条 | 専門委員会を置き をチーム代表者会         |
|        |       |       |      |      | 専門委員会、事務局を置きに変更           |
|        | 2010年 | 4月11日 | ・第4章 | 第20条 | チーム代表者会、専門委員会、事務局         |
|        |       |       |      |      | を置き から事務局を削除              |
|        | 2016年 | 4月 2日 | ・第2章 | 第4条  | 会則又は会則に準ずるものを追加           |
|        |       |       |      | 第7条  | 目的に反する行動 を追加              |
|        |       |       |      |      | 理事会で認め、総会出席者の3/4以上が承認 に変更 |
|        |       |       | ・第3章 | 第13条 | 総会で選任され を、チーム及び理          |
|        |       |       |      |      | 事会の推薦により、総会の承認によっ         |
|        |       |       |      |      | て選任 に変更                   |
|        |       |       |      | 第15条 | 理事任期を1年から2年に変更            |
|        |       |       | ・第4章 | 第17条 | 加盟チームの代表者(保護者会)を追記        |
|        |       |       |      |      | 議長の選任を追記                  |

|                    |             |               |  |
|--------------------|-------------|---------------|--|
|                    |             | 第18条          | 議長の選任を追記                               |
|                    |             | 第19条          | チーム代表者の出席者を出席構成員に<br>訂正                |
|                    |             | 第20条          | チーム代表者を 削除<br>各委員会名を 追加                |
| <u>2018年 4月 7日</u> | <u>・第3章</u> | <u>第 8条</u>   | <u>常任理事を追記 会計監査員数変更</u>                |
|                    |             | <u>第12条</u>   | <u>常任理事の条項を追記</u>                      |
|                    |             | <u>第13条の3</u> | <u>補助員の条項を追記</u>                       |
|                    | <u>・第4章</u> | <u>第16条</u>   | <u>常任理事会を追記</u>                        |
|                    |             | <u>第17条</u>   | <u>保護者会の代表者・指導者を 追加<br/>臨時総会招集条件設定</u> |
|                    |             | <u>第18条</u>   | <u>常任理事会条項を追記</u>                      |
|                    |             | <u>第20条</u>   | <u>補助員を追記</u>                          |
|                    |             | <u>第21条</u>   | <u>登録料を 削除</u>                         |
|                    |             | <u>第22条</u>   | <u>総会 を、JBA に変更</u>                    |

## 平塚ミニバスケットボール連盟加盟・登録規定

- 1 本連盟規約 第6条により、本連盟の加盟登録について次のとおり定める。
  - (1) 加盟について
    - ① 連盟に加盟しようとするチームは、本連盟に登録をしなければならない
    - ② 加盟に際しては、連盟の定める加盟登録書とチーム会則又は会則に準ずるものを提出しなければならない。
  - (2) 登録について  
本連盟に登録をしようとするチームは、本連盟規約 第5条第2項『本連盟は、神奈川県ミニバスケットボール連盟と友好関係を持つ』に則り、神奈川県ミニバスケットボール連盟に、加盟登録をしなければならない。  
ただし、理事会において検討し、理事会が決定した場合においてはその限りではない。
- 2 本連盟規約 第22条により、登録料について次のとおり定める。
  - (1) 登録料について
    - ① 本連盟に登録しようとするチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が定める登録料を納入しなければならない。

### 加盟・登録規定 改正

|              |         |        |                   |
|--------------|---------|--------|-------------------|
| 2010年 4月 11日 | 2-(1)-① | 1,000円 | を、別紙に定められた登録料に、改正 |
|              | 2-(1)-② |        | 削除                |
| 2016年 4月 2日  | 1-(1)-② |        | を追加               |
|              | 1-(2)   |        | 文章追加              |
| 2018年 4月 7日  | 2-(1)-① |        | 総会をJBAに変更         |

※2018年 4月 7日改正に伴い、以下の参考資料は廃止する。

参考資料；登録料(基準日は、毎年の登録締切日【総会開催日】とする。)

| 基準日の在籍人数 | 登録料(1年間分)   |
|----------|-------------|
| 1～9名     | 3,000円/1チーム |
| 10～19名   | 4,000円/1チーム |
| 20名以上    | 5,000円/1チーム |

## 平塚ミニバスケットボール連盟表彰規程

- 1 目的  
本規程は、バスケットボール及び選手の育成を援護し、平塚地区におけるミニバスケットボールの普及発展を図ることを目的とする。
- 2 表彰の範囲  
本規程は、平塚ミニバスケットボール連盟に登録するチーム及びそれに所属する選手、並びに平塚ミニバスケットボール連盟が派遣するチームと選手を対象とする。
- 3 表彰の基準  
表彰の基準は下記に定めるところによる。
  - (1) チームの表彰  
県大会で優勝または、関東・全国大会等に出場したとき、該当チームを表彰する。
  - (2) 選手の表彰  
平塚ミニ連に所属する全チームの中から、理事会の推薦により、最大で男女各10名を表彰する(対象に満たない場合はその限りでない)。
- 4 特別表彰  
チームの表彰、選手の表彰に定めるほか、特別にチーム及び選手を表彰することができる。

- 5 本規程は、2012年4月1日より施行する。  
2016年 4月 2日一部改正 \*改正点 3-(2)表彰の人数に関して  
2018年 4月 7日一部改正 \*改正点 3-(2)HIRATSUKA カップの1位から4位の中  
を、平塚ミニ連に所属する全チームの中  
から、変更

### 平塚ミニバスケットボール連盟慶弔費規程

- 1 慶弔費の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 平塚ミニバスケットボール連盟の役員(規約第8条に定める者)とその配偶者及び実父母子  
(2) 平塚バスケットボール協会役員とその配偶者及び実父母子
- 2 弔慰金等の給付は、次の区分により給付する。  
(1) 役員本人が死亡したとき  
(2) 役員の配偶者及び実父母子が死亡したとき  
(3) 平塚バスケットボール協会役員が死亡したとき  
(4) 平塚バスケットボール協会役員<sup>の</sup>配偶者及び実父母子が死亡したとき
- 3 その他この規程に定めのないものの給付については、理事会において定める。  
弔慰金は、献花とする
- 4 本規程は、2013年4月1日より施行する